

## 平成26年第8回白石町議会臨時会会議録

会議月日 平成26年10月21日（第1日目）  
場 所 白石町役場議場  
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	杉原忍
総務課長	百武和義	企画財政課長	片渕克也
保健福祉課長	堤正久	建設課長	岩永康博

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	鶴崎俊昭
議事係長	久原雅紀
議事係書記	片渕英昭

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

2番	前田弘次郎	3番	溝口誠
----	-------	----	-----

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案提案説明  
日程第4 議案第62号 白石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
日程第5 議案第63号 白石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について  
日程第6 議案第64号 白石町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
日程第7 議案第65号 訴えの提起について

---

9時30分 開会

○白武悟議長

ただいまから平成26年第8回白石町議会臨時会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

地方自治法第121条の規定に基づき、本臨時会に説明のため出席を求めた者はお手元に配付の名簿のとおりであります。

日程第1

○白武悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として前田弘次郎議員、溝口誠議員の両名を指名いたします。

日程第2

○白武悟議長

日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会は、本日の1日間にしたいと存じます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本臨時会は、本日の1日間とすることに決定しました。

町長より議案が提出されております。これは皆様方に配布をいたしております議案一覧表のとおりであります。

日程第3

### ○白武悟議長

日程第3、議案第62号から議案第65号までを一括して議題とします。ただいま上程しました議案について提出者の提案理由の説明を求めます。

### ○田島健一町長

おはようございます。平成26年第8回白石町議会臨時会の開会にあたりまして、提案いたしました議案についてその概要を御説明申し上げます。

まず条例案件でございます。議案第62号「白石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第63号「白石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第64号「白石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、以上の3件は子ども・子育て3法の施行等に伴うものでございます。

続きまして議案第65号「訴えの提起について」は公営住宅の明渡し等の請求に関するものでございます。詳細については担当課長から説明させます。十分に御審議賜りますようお願い致します。

### ○白武悟議長

内容説明を求めます。

### ○堤正久保健福祉課長

議案第62号から議案第64号までの議案について御説明をさせていただきます。

まず議案第62号「白石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」でございますが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により改正後の児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備運営について条例で基準を定めることとなっておりますところでございます。家庭的保育事業等の事業内容といたしましては、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業となっておりますところでございます。この事業につきましては、厚生労働省が作成しました家庭的保育事業ガイドラインによりこれまでも一部事業が実施されてきた事業でございます。新制度では町による認可事業、地域型保育事業として児童福祉法に位置付けられたうえで多様な施設、事業者の中から利用者が選択できる仕組みとなっておりますところでございます。

改正後の児童福祉法第34条の15第2項及び第3項の規定により国、県、町以外の者が家庭的保育事業等を行うにあたっては、この基準及び改正後の児童福祉法の基準に適合するかどうかを審査し、基準に適合していれば基本的に認可をすることとなります。

なお、国の基準には暴力団を排除する基準がございませんので、暴力追放の町宣言に関する決議及び白石町暴力団排除条例の目的に沿って、暴力団は排除すべきものであると判断したことから、本条例案第3条第1号アからキの条項を基準として加え規定をいたしているところでございます。本条例の施行日につきましては、子ども・子育て支援法の施行の日から施行することといたしているところでございます。

次に議案第63号「白石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」でございますが、現在事業を実施している教育・保育施設である保育所や幼稚園に加え新たに地域型保育事業が創設をされています。また、学校教育法等の認可等を受けていることを前提に施設・事業者からの申請に基づき、市町村が対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とする確認制度が新たに始まることから、その運営に関する基準を定めるものです。佐賀県の認可を受けた認定子ども園、保育園、施設型給付を希望する幼稚園及び特定地域型保育事業について保育の必要性の3つの認定区分ごとに利用定員を定めたいうで、給付の対象となることを確認するための基準を定めるものであります。

本町の現状は国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び佐賀県児童福祉法施行条例に従ったものとなっております、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから国が定める基準をもって白石町の基準とするものであります。なお、本条例の施行日につきましても子ども・子育て支援法の施行の日から施行することといたしているところでございます。

続きまして議案第64号「白石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」でございますが、改正後の児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

放課後児童クラブにつきましては、これまで国の放課後児童クラブガイドラインで望ましい水準が定められておりましたが、子ども・子育て支援新制度により設備及び運営の基準を条例で定めることとなります。改正後の児童福祉法第34条の8の2第2項においては、基準を定めることに伴い、厚生労働省で定める基準に従うべき基準と参酌すべき基準がございますが、事業を行うにあたって暴力団の排除をする基準が国の基準にないことから白石町独自の基準として、また、そのほかは、国が定める基準をもって白石町の基準としたいと考えておるところでございます。施行日につきましては子ども・子育て支援法の施行日といたしておるところでございます。

以上、議案第62号から議案第64号までの3つの議案についての説明をおわります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

## ○岩永康博建設課長

それでは議案第65号について説明をいたします。

議案第65号「訴えの提起について」町営住宅の明渡し等の請求に関し、下記のとおり佐賀地方裁判所武雄市部に提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

1、相手方の住所及び氏名、入居者については記載されている方です。連帯保証人も記載されている方です。2、明渡しを求める町営住宅についても記載されている住宅であります。3、家賃及び駐車場使用料の滞納額、26年9月30日まで、84万2,500円となっております。4、請求の趣旨、相手方に対し町営住宅の明渡し並びに滞納家賃等、賃貸借契約解除後の損害金及び訴訟費用の支払いを求めるものです。5、請求の原因、町営住宅の入居者は、白石町営住宅条例第17条第2項の規定により家賃等の支払い義務を有するが、相手方は町からの再三にわたる催告にもかかわらず、家賃の支払い義務を履行せず、多額の家賃等を滞納しております。6、授権事項、町は

必要に応じて次の行為をすることができるとしております。1、和解、2、本件訴訟の不起訴、3、本件訴訟の取下げ、4、上訴又はその取下げ、5、その他請求の内容を実現するため必要な裁判上の行為。

それで、町営住宅の明渡し請求の訴額について説明をいたします。

建物の明渡し訴訟の訴額は建物の固定資産税評価額の2分の1ですが、これが公営住宅の場合は一戸当たりの複製価格の2分の1になります。この複製価格は推定再建築費から減価償却費を減じた額ということになります。詳細に説明をしますと、推定再建築費については明渡しを請求する建物の建築費に公営住宅施行規則第23条に規定する国土交通大臣が定める再建築費の乗率1.13を乗じて算出をいたします。今回の住宅は1棟6戸分の建築費が3,768万3,750円、これに1.13を乗じまして4,258万2,638円となります。

減価償却額については建物の年平均減価額に経過年数を乗じて計算しますが、年平均減価額は推定再建築費の額に準耐火構造の建築物の場合0.8を乗じた額を耐用年数で除して算出をします。

今回、明け渡し請求を行う町営住宅の耐用年数は45年、経過年数が33年で減価償却額は2,498万1,825円となります。再建築費4,258万2,638円から減価償却額の2,498万1,825円をひいた1棟の額、これが複製価格で1,760万813円となり、1戸当たりの複製価格が293万3,469円になります。訴額はこれの2分の1ということで146万6,735円となりまして、町長の決裁額である140万円を超えておりますので今回の議案の提出となっております。

以上、審議の方よろしくお願い致します。

#### ○白武悟議長

議事進行については質疑、討論、採決の順で行います。直ちに審議に入ります。

#### 日程第4

#### ○白武悟議長

日程第4、議案第62号「白石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

#### ○秀島和善議員

保健福祉課長にお尋ねをいたします。

議案第62号については、9月の定例議会でも同様の内容の条例制定ということで提案がなされましたけれども取り下げをなされました。取り下げた中で今回、新たに議案第62号として上程されましたけれども、議案の内容は一言一句変わりません。なにゆえ取下げをされてそして今回、一言一句変わらない条例が提案なされたのでしょうか。

#### ○堤正久保健福祉課長

議案第62号の取下げの理由ということでございます。前回、9月議会の議案でございますけれども議案第50号、今回の議案第63号にあたりますけれども「白石町特定教

育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）」の条項の一部において修正が必要なことという事でございます。いろいろな議論の中で今回提案しております議案第63号の修正をして再度議案として提出したいという事での取下げの理由でございます。

以上でございます。

#### ○秀島和善議員

私が先ほどお尋ねしたのは、議案第62号についてなんです。議案第62号については9月議会でも同様の内容で条例の改正という事で提案がなされました。今回もまったく一言一句変わらない内容が出されております。それで、取り下げる理由は何だったのか、そして、このたび今日の議会で62号として出された議案の趣旨は何を持ってこの制定の議案を出されたのか説明をお願いしたいと思います。

#### ○堤正久保健福祉課長

9月議会のほうで3つ出しておりました議案については、議案第50号に関連する議案という事で今回提案しております3つの議案と併せて議論すべきものであろうかというふうな御意見等もお伺いしながら取り下げという、関連する議案ということで取り下げるといって対応を行ったところでございます。

そして、家庭的保育事業の議案第62号の趣旨ということでございます。この家庭的保育事業等の4つの事業につきましては、現在まで家庭的保育事業なり小規模保育事業等の補助事業というような事での位置付けということでございましたが、この新制度になりまして特定施設型給付というような事で現在行っております保育所の運営費負担金等と同じような仕組みの中で保育を必要とする児童が、またその利用者であります保護者が多様な仕組みの中でその保育を受けることができると、また、その施設、事業者に対して給付を行う事が出来るという趣旨でございます。

以上でございます。

#### ○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

#### ○秀島和善議員

私は、議案第62号「白石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」反対の立場で討論をいたします。反対理由は3つあります。

第1は、子ども・子育て新制度そのものの問題点についてです。子ども・子育て新制度はその本質が自治体が保育の実施義務を負っている現在の保育制度の解体を狙う内容であり、福祉としての保育が介護保険や障がい者総合支援法のような利用者補助方式、直接契約方式で保護者の自己責任による利用へと仕組みを大きく変えることに日弁連をはじめとする有識者、保育関係者からたいへん厳しい批判が上がっています。また、新制度では全ての子どもの育ちのためとしながら、契約原理、市場原理を前提

とする仕組みであり、必要な子どもに対する福祉の意義と役割が薄められてしまいます。虐待を受けている子どもや生活困窮の子ども、障がいを持っている子どもなど、契約原理、市場原理にのれない特別な支援を必要とする子どもに対応するためには、特別な仕組みを別枠で用意するしかなく、子どもたちに差別と格差を持ちこむことに繋がります。

反対の理由の第2として、新制度が規制緩和を大前提とし、現行制度水準を後退させる危険性をはらんでいることです。この間の議論は保育の市場化、企業参入の促進、保育士配置基準や面積基準の引き下げなど規制緩和を前提に制度設計が行われてきました。本来、保育園でも幼稚園でも学童クラブでも子ども一人ひとりの豊かな成長と発達のためによりよい環境を作り、保育水準を維持、向上させることを目的に営まれている施設です。安定した運営と従事者の処遇改善が子どもの最善の利益に通じるよう現行制度は国と自治体に保育園の責任を明確に義務付けているのです。法的責任の後退と規制緩和や最低基準の引き下げを容認する新制度は保育の質の低下を招き、子どもたちの安全や生命にも危険を及ぼすことから絶対に認めることはできません。

反対理由の第3として、子ども・子育て会議の役割と位置付けが明確でないことです。子ども・子育て会議は認可保育園と認可外保育園、幼稚園、学童クラブ、学校応援団などそれぞれの事業者代表と利用者代表の公募、有識者で構成され、子ども・子育て支援事業計画の策定に携われています。会議では計画の性格上、各事業、子育て支援の幅広い分野の取り組みを、一つ一つ丁寧に実情をつかみ議論すべきであり、関係者、利用者からの意見を取り入れながら充実の方向性を議論することが求められています。事業計画の基本指針は国から示されてない中で、基本指針に基づいて計画策定するというだけで決められているのです。基本指針が子どもたちの育ちを総合的に制度の充実を図りたいという現場や町民の願いに反している場合でも、水準の引き下げや規制緩和を会議で認めるお墨付きを与えることになりかねません。会議そのものの位置付けと明確化が町民への責任が問われます。国の言いなり子ども・子育て支援法の新制度の導入を急ぐのではなく、現行制度の下で拡充と更なる支援の充実に自治体として町として責任を果たすことが今強く求められていることを述べながら反対討論とさせていただきます。

### ○白武悟議長

ほかに討論ありませんか。

### ○内野さよ子議員

議案第62号「白石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。この条例は児童福祉法の改正に基づき、白石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が定められています。社会の変化に伴い、様々に事業に取り組むということが基本原則になっていると思います。小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の運営基準がより柔軟になるものと思っています。新たに少人数の子どもを保育するという事業も創設されるということで、小さい子どもを持つ親にとっては幅広く利用がしやすくなるのではないかというふうに期待をしています。

今後はこの案に沿って町民の皆様に対する周知の徹底をしていただき、よりよい制

度運営になるように努めていくことが基本じゃないかなというふうに思っています。  
議員の皆様方の賛同をよろしくお願いします。

#### ○白武悟議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

これより議案第62号「白石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、議案第62号は原案のとおり可決しました。

#### 日程第5

#### ○白武悟議長

日程第5、議案第63号「白石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

#### ○西山清則議員

議案第63号について伺いたいと思います。この条例が制定されたら町内の7つの保育所、公設民営になるとは思いますけども、事業で一時預かり事業が申請されると思いますけど今現在、社協でやってる一時預かり事業、この事業がそのまま生かされるのかどうか、保育所が申請されたらほとんどそっちの方に移行されるんじゃないかなと思っておりますけども、社協でやっている一時預かり事業は継続なのか取りやめなのか伺いたいと思います。

#### ○堤正久保健福祉課長

今回提案をいたしておりますこの63号の議案とは若干異なっておりますけど、一時預かり事業につきましては子ども・子育て支援事業というようなことでのこの条例の他の運営のやり方ということになってこようかと思っております。現在のところ公設民営化園が来年から7園になるわけでございます。この7園等についても一時預かり事業とか様々な特別保育事業に取り組みされていくのかなというふうに思っております。社協のほうに現在委託事業として一時預かり事業と子育ての拠点施設事業という2つの事業を委託事業といたしております。その中で、各公設民営化私立保育園合わせて7園が一時預かり事業等を行うというふうになっていく場合、社協のほうについても保育所と同様な条件のもとでの補助事業なり委託事業なりそういうふうでの取り扱いになるかと思っております。社協のほうで行っている一時預かり事業については、今後社協内部の中で御検討いただいて一時預かり事業として実施をしていくのかまた、他の用途に使用しながら施設を運営していくのかというのは社協の中で検討をお願いをしているところでございます。

以上でございます。

### ○西山清則議員

社協に委託されているこの一時預かり事業、これは13日以内ということになされていますけど、やはり保育園とかに預けられない人たちが一時預かり等をまた、社協で行われている子育て総合支援事業、そういったものに移行されてると思いますけども、この13日の基準はなんで13日になったのかなというのを伺いたいと思います。

### ○堤正久保健福祉課長

一時預かり事業というのは、国の要項、要領に基づきまして事業を実施しているところがございます。その中で、13日以内というようなことで規定をされているところがございます。どうしてもそれを超える場合については保育の必要性、また、現在の児童福祉法でいう保育にかける要件に該当してくるのではないかなというふうに思っております。御家庭でお子様を保育をできるというような御家庭が一時預かり事業を実施して病院の御見舞とかちょっとした理容、美容とかそういうところにお出かけになるとか、様々な理由の中で一時預かり事業を利用されていくものだというふうに思っております。13日を超える部分については、保育が必要な方については通常の保育所とかそういうものを利用していただくということになろうかと思っております。

以上でございます。

### ○西山清則議員

保育所に預けられないから一時預かりに預けておられると思うんですけどね。その13日間、1日8時間の13日間ですけども、それをやはり私も3カ月、4カ月になって勤めたい。でも保育所に預けられない。そういった方もやはりパートでも出たいと思ったら、やはり半日でもずっと1カ月間預かっていただけたらパートでも半日でも出られるんじゃないかと思っておりますけども、13日間というその規制がなかなか難しいもので保育所に預けられるのかとあって、でもお宅はちょっとまだ期間に入っていないから預けられないといったふうになるのじゃないかなと思いますけども、その辺はどういった考えをお持ちでしょうか。

### ○堤正久保健福祉課長

御質問にありましたけども、求職活動をするというようなところでの保育所に入所ということがございます。現在、白石町の入所基準の中で求職活動についても保育所の入所が可能ですということを出しております。ただ、求職活動でございますので1年間の保育の実施ということにはなりませんけども、期限を切って保育所入所を承諾をしているところがございます。その期間で求職活動をしたにもかかわらず就職が出来なかった場合については、またその期間の延長というそういうこともやっておりますので、一時預かり事業については家庭で十分保育をやりたいとか家庭で十分保育が出来るような方が一時的に緊急といいますか用事をするときに子どもを連れてなかなか行きづらい場所とかございますので、そういう場合に利用できる事業ということで理解をしていただきたいと思います。そういったことで13日の利用制限が加えられているということになっております。

以上でございます。

## ○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
これで質疑を終わります。  
討論ありませんか。

## ○秀島和善議員

議案第63号「白石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」反対の立場で討論をさせていただきます。

一昨年、民主党政権が進めた子ども・子育て支援法導入に対し、国と自治体の責任を後退させる保育が親の自己責任にされるなど反対の声と運動は父母や保育士、保育園や幼稚園関係者、女性団体などに大きく広がりました。そのまま強行できないという事態に追い込まれた政府は最後の密室で民主党、自民党、公明党3党合意で修正案を強行採択しました。ここで2つの問題を押さえておきたいと思います。

1つは修正されたといわれる内容をどう見るかということです。修正された児童福祉法第24条、市町村の保育実施義務ですが、保育所において保育しなければならないの文言は残りました。これは市町村の責任を無くす改悪反対の世論が押し返した結果です。ところが、市町村の保育所への実施義務は残したものの、実際には市町村の責任としては認定子ども園、家庭的保育事業などでの必要な保育を確保する措置を取ればよいという修正前の立場は変わっていません。保育しなければならないの規定を盾に保育を必要とする子どもに公的保育実施の責任を現場から果たさせていく戦いが重要になってくると考えています。

もう1つは総合子ども園法案を取り下げられて認定子ども園法の一部改正と新システム基本法である子ども・子育て支援法が成立しましたが、現行保育制度を改悪する基本構造は変わっていないということです。事業者と直接契約、保育の必要性の認定、その上に時間区分の認定を受けるという仕組みを残されています。株式会社参入のための規制緩和も同じです。重大なのは新システムの主要な目的の1つは待機児解消と強弁しながら認可保育所を作る時に国が2分の1、市町村が4分の1の負担をしてきた施設整備の補助金を廃止した事です。これでは市町村が保育実施義務を果たしたくても果たせない自民党や公明党が保育実施義務は残したと言いますが、密室協議での公的保育解体に道を開いた責任は許されないものです。新システムの本格的実施は消費税10%の増税分を財源にしているので早くても2015年4月です。消費税増税を許さない運動と一体に新システムを実施させず、廃止に向けた国民的な運動を進めていく必要があります。来年度からは国の指針や基準作りの作業を始めていきます。法律で枠組みを決めた内容がこれからというものです。都道府県、市町村行政による改悪先取りを許さず、保育要求を束ねた新たな戦いが反撃を開始していく時です。このことを強調し、反対討論とさせていただきます。

## ○白武悟議長

ほかに討論ありませんか。

## ○内野さよ子議員

議案第63号「白石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。

この条例は子ども・子育て支援法に基づき特定教育・保育施設の設置者は市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の提供をすることとなっています。

1点目に質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な教育の提供となっています。これについては、これまでの保育所、幼稚園とともに、もう1つかなり以前より協議がなされていた幼児教育と保育を一体的に提供するという幼稚園と保育所の機能を持つ認定子ども園の選択が出来るということです。そして、行政の指導、監督や財政措置が一本化されるなどにより、これによって幼稚園と保育園の幅というものが身近に選択出来るようになると思います。これによって、よりよい制度の改善ということを考えています。

2点目に保育の量的拡大の確保、教育保育の質的改善ということで、これについては市町村地域の実情の把握を行い、そして事業計画を定め地域型保育事業の充実を図られるとともに、これまで手の届かなかった保育事業にも財政措置が行われることです。これらは就学前の子どもの保育環境が良くなること、きめ細かに充実されるのではないかと期待をしています。

議員の皆さまの賛同をよろしくお願い致します。

#### ○白武悟議長

ほかに討論ありませんか。

#### ○草場祥則議員

私はこの議案第63号「白石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」賛成のほうで討論をしたいと思います。

私たち国会議員でもなくて町会議員という立場で法治国家である以上、国が子どもたちの安全・安心また幸せのために改正された法案でありますので、私たちは全面的に賛成をしたいとそういうふうに思います。

以上です。

#### ○白武悟議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

これより議案第63号「白石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

### ○白武悟議長

日程第6、議案第64号「白石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

### ○秀島和善議員

担当課長にお尋ねします。放課後児童健全育成事業の計画の中で国の指針として小学校卒業までの児童も受け入れていくということの指針が出ておりますけれども、本町としてこの内容についての今後の計画、また、保護者のニーズなどの要件はどのように把握をなされているのでしょうか。

### ○堤正久保健福祉課長

今回の改正児童福祉法の中で概ね小学校3年生までと10歳までという規定が改善をされて小学校終了までというようなことで、6年生までが放課後児童クラブを利用することが出来るような法改正になっているところでございます。町の考え方としてはその施設のキャパというものがございます。いきなり6年生まで全校が学童保育クラブを実施できるのかという問題もございます。どのくらいの利用希望があるのかというのは実際ニーズ量調査は行っているものの、実際、利用の申し込みを取った場合ではかい離する場合もございます。そういうことも踏まえまして一応、原則小学3年生までは受け入れ体制を整えている状況でございます。それ以降6年生までについては施設のキャパをクリアすれば6年生まで受け入れていきたいと考えているところでございます。

保護者のニーズにつきましてはやはり4年生くらいまでは学童保育で保育をしていただきたいと。まだ小さいし、家の中に1人残しておくわけにはなかなか厳しいというような御意見等もあります。それと、5、6年生くらいになるとスポーツクラブ等に入っていくので学童保育は不要だというような必要ないと、まあ個人さんの御意見でございます。必要ないというような御意見もございますので、そのへん本年度の利用申し込み等からも学童保育の施設の充実というのが今後検討をしていかなければならないのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

### ○秀島和善議員

課長の説明で今、実際に子どもを預けてらっしゃる保護者の中には4年生までは学童での生活を望むという希望もあるということもあるということですが、具体的に来年度からそのような希望に応えていく計画を現在持ってらっしゃるところがあるのでしょいか。

### ○堤正久保健福祉課長

学童保育については現在、入所申し込みを11月位から始めることといたしております。その中でも6年生までの入所希望というのを取りながらやっていくということになります。ただ、施設を来年から6年生を受け入れるから6年生まで全部受け入れ

てくださいというのは施設の整備等もございます。それと計画的にやっていくということにもなってこようかと思っております。施設そのものについても6年生まで受け入れられる施設もあれば現在でもぎりぎりのようなところもございます。学校の方ともいわゆる余裕教室といいますかそういうところも検討しながらやっていこうというふうに思っているところでございます。基本的にはその6年生まで受け入れてく方向で考えていくというようなことになってこようかと思っております。

以上でございます。

#### ○秀島和善議員

私が今お尋ねしたのは6年生までの希望にも長期計画で検討するということですが、私がお尋ねしたのは担当課長から説明の中で4年生まで希望する保護者の方が多いということをおっしゃいましたので、その要望に応じていくような新年度からの施設は計画がなされているのかということをお尋ねしました。保護者の方で4年生まで施設で預かってほしいという希望が多いので、そのような計画が新年度からなされているところがあるのでしょうか。

#### ○堤正久保健福祉課長

4年生までの利用希望が多いということではないということでございます。ニーズの調査を行う時点で4年生まで見て頂きたいというような御家庭もあるということでございます。決して3年生から4年生に全員が学童保育を利用したいということではないということでございます。6年生の利用拡大というようなことで施設整備等に具体的な考え方はあるのかということでございます。本年、福富の旧幼稚園でございますけれども、現在学童保育クラブの施設として利用をしているところでございますが、耐震の診断をおこないまして耐震強度はクリアしているというようなことで来年に向けて施設の整備等を考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○久原久男議員

ここに議案の62号と64号ですが、白石町が暴力団の廃止条例というのを制定しているということで口述の趣旨のところに掲げてあるわけですが、白石町内で俗に暴力団と言われるそういうところがあるのか。その辺の把握についてお願いします。

それからもう1点、先ほど9月議会でこの議案上程されました。そして却下じゃなくて取り下げということになりましたが、この件で経費面、いくらか経費がいつているわけですがその辺のことは分かりますか。

#### ○堤正久保健福祉課長

町内に暴力団があるのかということまでは把握をいたしておりません。ただ、基準に定めております町として暴力団を排除すべきという考え方に基づいてこの基準の中に暴力団若しくはそれに利用しているもの等について施設、事業者になることはで

きないという規定をいたしているところでございます。施設事業者の申請に基づきましてその申請書に申請に基づいて調査をしていくというようなことになろうかと思っております。調査というのは警察への照会とかそういうことで対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○白武悟議長**

もう1点・・・。

**○堤正久保健福祉課長**

議案を取り下げたことに対して経費がかかったかということでございます。経費というのは目に見える経費的にはかかっていないというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

**○久原久男議員**

今、目に見えていないというふうな経費がかかっていないということですが、財政課長なんか数字的な事がわかりましたら。

**○片渕克也企画財政課長**

具体的に言えば紙代、印刷費程度かなと思っております。

**○久原久男議員**

紙代程度ということですが、こまごまは言いませんが、臨時会ですから議員さんたちがおられるわけですからその費用弁償とかそういうものもあるわけですね。そういう事を私は期待していたわけですが、紙代くらいなら紙代だけということでは納得します。

**○白武悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○内野さよ子議員**

先ほどの62号も64号についても今回白石町の暴力団についてのことを追加して書いてあります。白石町には暴力団の排除条例というのがありますけれども、どちらかというと9月議会の時にも言いましたが、暴力団排除条例のところが大きく場を取って上が本来の機能するところが短いというのはちょっと違和感を感じるということをやっと申し上げたところでしたが、暴力団排除条例というこの中には事業所に関するものがなかったので今回入っているものと思っております。しかし、どちらかというと事業に関しては個々の保育所の事業だけではなくてこれから先、他にもあるのではないかなという事が思う時に排除条例の中にこれを加えたらよかったのではないかなとちょっと思いました。その点について答弁をお願いします。

### ○堤正久保健福祉課長

暴力団の排除条例に加えたかどうかという事でございます。なかなかお答えずらい話ですけども、今回第3条で暴力団の基準を入れているものについては、暴力団排除条例の第6条に町の事務及び事業における措置ということで第6条の3号に暴力団を利することのないようにするために必要な措置をしていかななくてはなりませんよというようなこと書いてあります。ただ、事務事業において措置ということになりますと、この認可をする基準の中での暴力団は申請をされても認可をいたしませんよというようなことを明記する必要があるということでの今回の基準の中に出したものでございます。暴力団の排除条例については今後、法務法制の方とも御意見があったということで検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

### ○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○溝口誠議員

62号から64号まで、前回議案が取り下げになりましたけれども、まず議案を提出する時には議案の提案理由がございまして。しかし、取り下げる時には取り下げる理由がありませんでした。町長、その点について伺いたいと思います。

### ○田島健一町長

9月議会で1回上程をさせていただいて取り下げてまた今回、再提案でございました。この62号、63号、64号の中で63号につきましては間違いがはっきりしている部分もございましたので、これは私どものミスであったということで一応、今回の63号だけじゃなくてこれは子育て支援法の絡み、3法のやつに絡んでおりましたので一括して取り下げをさせていただいたと、まあ議論する中においてもいろいろ関連するかなという思いもございましたのでそういうふうに取り下げをさせていただいたという経緯でございます。

### ○溝口誠議員

撤回される時きちっと説明をしてから取り下げていただきたいと、そのために議会があるわけでございますのでどうかよろしくお願いしたいと思います。

### ○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

### ○秀島和善議員

議案第64号「白石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」反対の立場で討論をいたします。

政府は5年間で30万人分の学童保育の受け皿を増やすことなどを掲げた放課後子ども総合プランを安倍政権が打ち出しました。児童の成長を保障することなど切実な願いに本当に答えていくものでしょうか。国が行っている現在の放課後児童対策には1つ、共働きやひとり親の子どもの生活の場として専任指導員が保育する放課後児童クラブ、学童保育と2つ、全児童を対象として空き教室を利用し地域住民が講座を開いたり遊んだりする放課後子ども教育があります。それぞれ果たしている役割や内容も異なっています。両プランでは新設する学童保育の約80%は小学校で実施、全ての小学校で学童保育と子ども教室を一体的にまたは連携して実施し、一体型学童保育の子どもが参加できる教室のプログラムを1万ヶ所以上実施するなど盛り込まれています。空き教室の活用促進など学童保育関係者からも求められてきたものです。プランでは待機児童解消策として民間企業参入も地域の実情に応じて必要と明記しました。学童保育全体の1.8%しか運営設置者となっていない民間企業ですが、塾などの高付加価値型のサービスや本体部分への参入も狙われています。安倍政権の成長戦略にも位置付けられ学童保育への企業参入が加速することによって児童の成長のための施設のあり方がゆがめられないか問われることとなります。一体型は2001年のプランから掲げられているものですが、様々な問題点も指摘されています。横浜市などでは5時までは全ての子どもを対象とした子ども教室で5時以降が学童保育一体化が推進してきました。これに対し、場所も職員も子どもたちも一体化するのであれば学童保育の役割は果たせないとの学童保育関係者の懸念の声を受け、プランでは学童保育について生活の場としての機能を十分に担保することが重要で基準に基づいて実施していくことが明記されました。学童保育は子育て新制度に位置付けられ、有資格者の専任指導員を配置しなければならないことなど最低基準が初めて示されました。今後の質の拡充が足がかりとなります。ただし、運動によって一定の質を確保してきたところでは国の基準のままでは後退することから、各市町村での条例化で国基準を上乗せすることが求められています。国の基準では保育の場所について専用区画としていますが、ただし保育に支障がない場合はこの限りではないというただし書きとしての教室の一体化が可能になっています。さいたま市では条例化の際、ただし書きを削除し教室との一体化による後退に歯止めをかけています。現在、学童保育の入所児童数は93万人、2万2,096カ所を超え、潜在的な待機児童数は40万人とも推計されています。全国の学童保育連絡協議会の真田事務局次長は5年間で30万人分の定員増について市町村による学童保育のニーズ調査の集計とも合致し、現実的な数字ですと指摘されています。着実に実施することが求められていますがその際、学童保育と子ども教室はそれぞれの目的と役割を沿って拡充することが求められることを強調し、反対討論とさせていただきます。

#### ○白武悟議長

ほかに討論ありませんか。

#### ○内野さよ子議員

議案第64号「白石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。この事業に関してはこれまでも長い間10年から15年の間に徐々にいろいろな要望にまた、保護者の対応にも行政として対応していただ

きました。しかし、今回6年生までというようなことで、新たな施設間の施設の問題や課題も出てくるというふうに思っています。しかし、国の定める案に対して町も対応していただく条例を策定していただきましたので今後さらに事業の展開をしていただく、先ほど施設のキャパということをおっしゃっていただきましたが、実際のニーズ調査等やっていただき保護者の要望に応じていただくような措置をしていただければいいのではないかとこのように思います。

よって、この案に対しては賛成をしたいと思います。議員の皆さまの賛同をよろしくお願いいたします。

### ○白武悟議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります

これより議案第64号「白石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

### 日程第7

### ○白武悟議長

日程第7、議案第65号「訴えの提起について」を議題とします。

質疑ありませんか。

### ○久原房義議員

議案第65号についてお尋ねをいたしたいと思いますが、まず町営住宅の明渡し請求と家賃の請求ということになるわけですが、私も議員生活だいぶやっておりますが、おそらく今回が初めてだろうというふうに思っております。非常に訴えを提起されたこと、ということについては評価をしたいというふうに思っておりますけれども、ただ、この中で家賃が84万2,500円ということですが、それに加えていわゆる町営住宅の資産価値といましようかいろいろルール、さっき説明ありましたけれども再建築費に対してのどうのこうのということで、いろんな係数のかけ方があるようですが、結果的には140万円を超えたのでということでございます。140万円以下については町長の専決でできるということになっておりますけれども、今回議案として140万円以上になったので議案として提案をされたわけですが、おそらく今までのやり方ではこの家賃のみ、ここでは84万2,500円となっておりますがこの家賃のみの額の捉え方というのがあったようでございます。いろいろ顧問弁護士等にも相談されてそれは違いますよと、町営住宅のいわゆる資産価値に相当する部分を含めた額で訴訟を起こすべきですよというようなことでの指導があったというように聞いておりますけれども、その結果146万円あまりの額になったということで今回議案として上程されたわけですが、今までこの住宅そのものの資産価値を含めるということの認識がおそらくなかったというふうに思っておりますけれども、おそらく過去においても140万円以下は当然、

町長決裁になりますけれども、今までの町営住宅のいわゆる資産価値を含めた考えが過去においてはなかったと思っておりますけれども、そういう認識でいいのかどうかということですね。

それと、条例では明渡し請求というのは町営住宅の条例では第40条の2項に家賃を3カ月以上滞納したときというのがあるわけです。おそらくこの件だけではなく3カ月以上の滞納者というのはおそらく他にもだいぶあるんじゃないかなというふうに思っております。そういうことで催促はいろいろやっておられるでしょうけども、やはり強力でやっぱりこういう結果にならんように、こういう高額な滞納額にならんように、町長決裁でも140万円以下は出来るわけですから早いうちに法に訴えるという手段を取っていただければここまで膨れ上がらんで済むのではないかなというふうに思っておりますけども、この84万2,500円というのは何カ月分の滞納額になるのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

### ○岩永康博建設課長

資産価値を含めた訴訟というのは家賃の支払い訴訟だけだったら140万円を超えていないので町長決裁でいいわけですが、今回、根本的には部屋の明渡しをしていただかないと解決しないということで明渡しの分の訴訟を行っております。その明渡しの物件が資産価値を減価償却で割って資産価値をしたら146万6,735円となったので町長の専決処分ではできないということになっております。

それと、早め早めの督促なり催告なりをということの御指摘がありましたけど、その方の滞納の状況について御説明をいたします。合併時については平成6年度分の23万3,040円というのがありましてそれをお願いをして平成17年9月の14日に一括払いをしていただいております。その後また滞納がずっと続きまして平成19年10月の17日に滞納の話し合いをして分納誓約をしていただいております。その時の滞納額が15万9,420円ということでした。誓約内容としては当月分に過年度分の1万円を払うということで、19年12月から20年4月まで5回分の14万7,100円を払っていただいております。それでその後また滞納が続きまして平成24年7月に滞納のお話し合いをしております。その期間についても再三に訪問なり電話なりしておりますけど、世間体があるから来るなということで、それでその時の滞納額が84万2,300円というふうになっております。その中で誓約で過年度分については24年の7月に30万円、約束で34万円を払いますと。それと以降、毎月じゃなく8月、12月、4月に8万円ずつ払いますということで滞納状況については7月の20日に30万円納入をしていただいております。24年の8月に8万円、24年の12月の約束は未納になっておりまして25年の4月に8万円の支払いをしていただいております。それと24年の1月分の1万7,700円、それで25年11月8日にまた滞納のお話し合いを分割でもいいからお支払いをお願いしますということで64万7,800円の分のお話し合いをしてその中で保証人さん等もいくらかの自分が支払いをすると、その残りをあなたが払わないかというお話をされて誓約も出すようだんになりましたけど誓約書が出ないということになっております。それで、額の84万2,500円というのが平成22年の4月から26年の9月までの50カ月分、その中で4月に1万5,000円の分割分、9月に1万600円の分割分、10月に1万6,300円。家賃は1万6,700円ですけど駐車場代の1,000円を含めて1万7,700円というふうになります。24年の4月、5月、6月、7月その分は8万円という分割の誓約で

それが消えております。それで消えていない分が50カ月分の84万2,500円というふうな内訳になっております。

以上です。

**○白武悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○片渕彰議員**

お尋ねしますが、個人情報の件もありますので答えられなかったら結構ですが、この方の年齢、職業をお持ちなのか年金暮らしなのかそのへん分かりましたらお願いします。

**○岩永康博建設課長**

本人の生年月日は昭和33年というふうに申込書ではなっております。仕事はされておりまして、どういう仕事についておられるかというのほうの方で調査するあれがありませんのでその職種についてはわかりません。しかし、21年に転職をされております。それで21年、22年の所得までは約180から190万円の収入がありますけど、その後110万円、120万円程度の収入になっております。

以上です。

**○白武悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○久原久男議員**

連帯保証人として●●というふうな名前が・・・

**○白武悟議長**

名前は・・・

**○久原久男議員**

連帯保証人さんというふうにあがっているわけですが、この方はこの件については内容は御存知ですか。

**○岩永康博建設課長**

連帯保証人さんとは分割の納入の件もありますので話し合いを25年の11月8日にお話し合いをしております。またその後、ずっと滞納が続きますので26年の8月の5日にまず連帯保証人さんだけ当事者が来られないということで、連帯保証人さんをまず呼んで話し合いをしました。その中で連帯保証人さんとしても本人が払わない場合は義務がありますので、それで町としては法に訴える時には連帯保証人さんも訴えの対象になりますのでということでお話しております。それでその後、8月の27日に本人と連帯保証人さんをお呼びをして話し合いをいたしました。その中で払ってもらえなかったら裁判の提起をいたしますということでそれでその時の時点では本人さん

は財産も収入も低いので払えないと、連帯保証人さんも全額というのはあれだから半分なり、その残りがどうなのかという話はしましたけど、ちょっと結論が出なかったと。それで9月の補正の中で訴訟の予算を計上しますよということでお話をしました。今回、9月の補正をして今日の臨時会でなつたと。臨時会にあげるにも本人さんと連帯保証人さんの名前があがりますのでその分はこういうふうな議会の方で報告をさせていただきますという電話わしております。

以上です。

### ○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○内野さよ子議員

この方の家族構成とはつきりよくわかりませんが、前回の9月議会で生活困窮者の件について質問もしました。その時にはやっぱり相談とかいろんな面で対応していただくというようなこともいろいろありました。今回の件については収入が110万円、現在ですね、110万円ということでもとても厳しい状況にもあるのかなという気がしています。この方女性ですのでたいへん子育てもされているのかどうかわかりませんが、役場としては悪質というようなことで捉えられていると思いますが、その辺の経緯がよくわかりませんが、ここを出られてはたして今後どうなるのかということを考えて住宅の家賃が1万7,700円ということですので、その後のことについてはわからないでは済まされないのでもそういうことも含めて考えないといけないのではないのかなとちょっと客観的に思いました。そういった点で悪質と捉えられたのかどうかその辺についてお願いします。

### ○岩永康博建設課長

家族構成は漠然とですけど一応、入居が昭和61年5月入居されて18年まで子どもさん3人と本人、住んでおられます。その後、長男の方が結婚されましてそれで家族が増えてお子さんまでできたと、19年に若い夫婦と子どもさん3人は退去されまして、それとその後、本人とお子様2人住まわれて21年8月に1人のお子様が出られて26年3月4日に1人のお子様退去されて今1人というふうになっております。

それで、その明渡し訴訟の猶予というのが白石町の町営住宅家賃滞納整理事務要領の中で定めておまして、第15条の第1項の4で母子世帯で母子及び寡婦福祉法10条に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養している者の世帯、それと老人世帯等また心身障がい者世帯の生活に困窮している世帯は明渡し請求を猶予することができるとなっております。それで平成26年3月、今年の3月まで高校在学中のお子様がおられましたので、明渡しを猶予しておりました。しかし、4月に卒業され県外へ就職をされております。それで生活環境が改善されたということで思われますので、その中で御相談をしておりましたけど現行家賃と滞納家賃の支払いも履行されないと、自分も払う意思はないということでこのように悪質というかこの際、明渡しをしていただかないと解決しないということで今日の議案の提案になっております。

以上です。

○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

担当課長にお尋ねします。家賃、駐車場以外に公的な料金として水道代とか電気代、また他の公共料金などで滞納が判明している部分がありましたら紹介してください。

○岩永康博建設課長

住宅使用料とか学校給食費というのは私債権でありまして、それと税金とか保育料、下水道、土地改良費というのは公債権というふうに分類されております。その中で私債権については調査権限、税務職員は強制執行とかいろいろできますけど、公債権についてはですね、私債権については調査の義務がありません。そして我々もそこまで、その方の水道料金がいくら滞納だという調査義務もありませんのでその分についてはしておりません。また、西佐賀水道でもありますしその辺で今のところ調査はしていない状況です。

○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第65号「訴えの提起について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

以上で臨時会に付された案件は終了いたしました。

これをもちまして平成26年第8回白石町議会臨時会を閉会いたします。

10時56分 閉会

---

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年10月21日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 前 田 弘次郎

署 名 議 員 溝 口 誠

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭